

令和 6 年 6 月 1 2 日 ・ 1 4 日 開催

常 任 委 員 会 会 議 録

箕 輪 町 議 会

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和6年 6月12日・14日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	くらしの安全安心課	2～5
2	こども未来課	5～7
3	健康推進課	8～14
4	文化スポーツ課	14～17
5	福祉課	17～26
6	学校教育課	26
7	陳 情	26～43

議事のでんまつ

午前9時 開会

【①くらしの安全安心課】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、これから委員会審査を始めたいと思いますが、昨日まで一般質問、大変ご苦労さまでした。皆さんは爽やかな朝を迎えられたでしょうか。私はいつもならば一般質問が終わった後、気の合う仲間と飲んだりすることが多かったんですけども、昨日は飲まずにうちに帰って、大好きな日本ハム・中日戦を見ました。日本ハムにはここ2年間1勝もしていなくて6連敗中だったんですけども、昨日は4対0で勝ちまして、今朝も爽やかに起きることができました。最後には、私の後輩の田中幹也が2ランホームランを打って、それで勝ったので、特に爽やかな朝を迎えましたということであります。皆さんも活発な意見を出していただいて、委員会審査がスムーズに行われるようによろしくお願いします。ただいまの出席委員は7人であります。本日の会議を開きます。委員会審査会議事録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員に5番 小口議員、8番 上田議員の両議員を指名いたします。

それでは、これからくらしの安全安心課に係る附議事件の委員会審査を行います。議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）について説明を求めます。すみません、それでは、本日新年度になってから初めての委員会審査ということで、課内でもそれぞれ異動等がありましたので、それでは、最初に自己紹介ということでよろしくお願いします。

○小田切くらしの安全安心課長 おはようございます。くらしの安全安心課の課長の小田切です。よろしくお願いいたします。一応、すみません、生活環境・交通係と、もう1個、多文化共生・男女共同参画推進係の二つに分かれておりまして、ちょっと新しい課ということで所挙のほうを紹介したいと思いますのでお願いいたします。まず、生活環境交通係ですが、廃棄物、消費生活、し尿及び生活排水、公害防止、環境保全、畜犬管理、小動物保護、墓地火葬場使用許可、公園墓地、地域交通、交通安全、防犯、これが生活環境・交通係です。ここには、職員のほか安協の事務と、あと青パト隊のお二人も所属しております。一方、多文化共生・男女共同参画推進係は、多文化共生、若者及び女性の活躍の推進、男女共同参画、結婚支援事業、こちらが主な業務となっております。こちらには外国人生活相談員、通訳の方お二人と、あと結婚相談アドバイザーの方お一人が所属しますので、よろしくお願いいたします。あとは係長から自己紹介します。

○小松生活環境・交通係長 皆さん、おはようございます。生活環境・交通係の係長を務めております小松祐貴と申します。よろしくお願いいたします。

○林多文化共生・男女共同参画推進係長 おはようございます。多文化共生・男女共同参画推進係長の林と申します。よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは、くらしの安全安心課に係る付議事件の委員会審査を行います。議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補

正予算（第2号）についての説明を求めます。小田切課長

○小田切くらしの安全安心課長 それでは、第2号の補正について、担当の係長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 林係長

○林多文化共生・男女共同参画推進係長 それでは、議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。補正予算書の12ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事務事業コード0212多文化共生事業費でございます。補正前の額が992万2,000円に対して補正額855万4,000円の増で、補正後は1,847万6,000円になります。主な増額の内容は職員人件費になりますので、人件費についての説明を省略させていただきます。人件費を除くものでは、多文化共生事業における講演会開催等に係る経費として43万8,000円を計上させていただきました。7節報償費でございますが、多文化共生講演会講師謝礼として28万円を計上させていただきました。10節需用費につきましては、講演会チラシの作成費等として10万8,000円を計上させていただきました。補正予算書の13ページをご覧ください。13節使用料及び賃借料については、講演会等に係る講師宿泊代として5万円を計上させていただきました。以上、よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上でくらしの安全安心課に係る一般会計補正予算についての説明は終わりました。

何か質問はございますか。入杉委員

○1番 入杉委員 この講師の方の謝礼になっております、もう決まっていますでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小田切課長

○小田切くらしの安全安心課長 こちらの補正なんですが、当初はこの講演会自体を予定していなかったんですが、実は南箕輪から多文化共生で大変有名な田村太郎先生という方がいらっしゃるんですが、田村先生と呼びますと、南箕輪村で。せっかく来ていただくのに、要は南箕輪村だけだともったいないということで、日を合わせて前の日がどちらか、次の日がどちらかとやれば経費も少なく済みますしということでお声がけをいただいて、今詰めているところです。一応有名な先生ということと、あと去年、実はお呼びしてあるんですけれど、そのときは職員向けですとか、それこそ内部の講堂でやったので、小さいキャパでやったんですが、せっかくいい先生ですので、広く上伊那ぐらいに情報発信をして、ホールを使ってやりたいなということで今回予定させていただくものでございますのでよろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 関連で質問させてください。日程的にはいつぐらいになるというのはまだ分らないですか、ちょっとそこだけ教えてください。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小田切課長

○小田切くらしの安全安心課長 補正とかあるんですけど、どうしても大変お忙しい先生でして、南箕輪との都合もあったので内々には一応ホールの空き状況とかを見まして幾つか候補を出しております。恐らくですけど、今の予定ですと9月の末、28日の土曜日を今のところ仮ということで予定しております。そこで関係等々、調整しているところでございます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。小口委員

○5番 小口委員 多文化共生事業費の人件費のことについてなんですが、会計年度任用職員さん、多文化共生推進員さんが減って、外国人生活相談員の方が増えた、お一人減ってお一人増えたということでよろしいでしょうか。この金額の差については何か業務内容に変更があるのでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小田切課長

○小田切くらしの安全安心課長 予算作成当初は、それまで勤めていらっしゃった多文化共生推進員の方、いろんな資格を、日本語教育ですとか、そういった意味で有資格者の方を引き続きと思っていたんですが、その方が自主都合というかでどうしても厳しいということになりました。実際その方は通訳もやりながらそういった日本語教室ですとか、いろんなことをやっていたんですが、そういう方ってなかなかやっぱりこの箕輪にはいらっしゃらなくて、ですが通訳業務、大変忙しいのでせめてポルトガル語ですとか、英語ですとか、そういったものが通訳できる方ということを募集しましたので、ちょっと職種の要は支払いの金額が違うものですから、こういう差額になっておりますが、小口委員がおっしゃるとおり、そちらの多文化共生推進員が1人減って、逆に外国人生活相談員ということで少し単価の低い方が1人ということで現在2人体制でやっております。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小口委員

○5番 小口委員 ありがとうございます。それに関連して、なかなかそういう通訳ができる人材がいらないということなんですが、その外国人の方の相談を一手に引き受けていらっしゃったと思うんですけども、その相談についてその後支障はありませんでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小田切課長

○小田切くらしの安全安心課長 この3月をもって辞められた元多文化共生推進員の方も関係が切れたわけではなく、簡単に言うと独立して、自分で個人事業主として委託業務で受けてくださっております。それまで抱えていた大変ヘビーなものについては引き続き委託料を払いながら面倒見ていただいて、そうじゃないもっこの4月から入った方でも対応できるような新しい案件ですとか、ライトな相談についてはこちらのほうで対応しております。なのでいずれは全てこちらに引き継いでいただいて対応していくことになるかと思えます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほか質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で質疑を終わります。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、くらしの安全安心課に係る部分について討論を行います。討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。議案第13号、くらしの安全安心課に係る部分について採決を行います。議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

【くらしの安全安心課 終了】

【②こども未来課】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、引き続きこども未来課に係る附議事件の委員会審査を行います。4月から部署が変わったりした部分もあるので、自己紹介からよろしくお願いします。

○高橋こども未来課長 始まる前にお時間をいただきましてありがとうございます。4月に組織改正というところと新たにこども未来課の方に配属になった職員がおりますので、改めてちょっと自己紹介のほうをさせていただきたいと思います。改めまして、こども未来課課長の高橋と申します。今年2年目になりますけれどもどうぞよろしくお願いします。

○前島保育園室長 4月からこども未来課のほうに保育園室が設置となり、保育園室長に配属になりました前島と申します。よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 お願いします。

○久保田保育園係長 4月から文化スポーツ課のほうから異動してきました保育園室の久保田です。よろしくお願いします。

○福島保育園担当係長 おはようございます。こども未来課の中の課内異動という形で異動になりました保育園室を担当することになりました、保育園係の担当係長の福島と申します。よろしくお願いします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 お願いします。

○鈴木支援係長 こども未来課支援係長の鈴木と申します。よろしくお願いします。支援係では子育て支援センターを含む子育て施策全般と、あと児童虐待等があった児童福祉部門も担当しております。よろしくお願いします。

○北澤相談係長 4月から相談係長となりました北澤といいます。よろしくお願いいたします。相談係では、乳幼児健診や幼児に関する相談等（聴取不能）の業務をしています。よろしくお願いします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございました。それでは、議案第8号 箕輪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制

定について説明を求めます。前島室長

○前島保育園室長 それでは、議案第8号 箕輪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、詳細のほう、担当の係長よりご説明申し上げます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 久保田係長

○久保田保育園係長 それでは、詳細説明に入らせていただきたいと思います。議案8号をお願いします。まず、提案理由です。この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う職員配置、最低基準の改正及び箕輪町こども・若者審議会設置条例の施行に伴う所要の改正を行うものです。続きまして、条例の新旧対照表3ページですが、よろしくお願いします。これに沿って説明させていただきたいと思います。まず第4条ですが、令和6年4月1日から新たに制定した箕輪町こども・若者審議会設置条例の施行に伴い、条例名及び審議会名称の改正を行うものです。

続きまして、第30条は、小規模保育事業所A型における保育士配置の最低基準を規定しております。保育士の配置人数を満3歳以上満4歳に満たない児童について、現行ではおおむね20人につき1人であるのをおおむね15人につき1人に、満4歳以上の児童について、現行ではおおむね30人につき1人であるものをおおむね25人につき1人に基準を改正し、配置基準を改善するものであります。

続きまして、第32条は、小規模保育事業所B型における保育士配置の最低基準を規定しております。保育士の配置基準について、先ほどの小規模保育事業所と同様の改正を行うものです。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。第45条は、保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、第48条は、小規模型事業所内保育事業所の職員配置について、小規模保育事業所と同様の基準改正を行うものです。現在町内には家庭的保育事業等を行う事業所はございません。また、町の公立保育園においては、以前から改正後の職員配置基準により保育士の配置を行っております。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。以上が細部説明となります。よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 議案第8号についての説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 今、町内に家庭的保育事業所、今ゼロか所というお話だったんですが、今後設置される予定があるかどうか、お聞きしたいんですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 家庭的保育事業は主に民間の事業所さんが設置していただくもので、町がそれについて認定をするものとなっております。今のところ町のほうでは公立保育園のほうで未満児、それから3歳以上児のほうも希望者については保育を行っている状況でありますので、家庭的保育事業等、これから設置というような情報が今のところございま

せん。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。入杉委員

○1番 入杉委員 確認をさせていただきます。そうすると、今現在ではこの改正案の
とった状態で運営されていて、職員の確保ができていうふうに捉えてよろしいで
しょうか。

○前島保育園室長 町の公立保育園では以前から手厚い保育ということで、1歳児につき
ましてはお子さん4.5人につき1人ということで、国基準よりも厚い配置をしております。
それから、3歳児についてももともと15人に1人という配置です。年中、年長については25
人という基準でしております。保育士については、確保については毎年苦勞しております
けれども、今のところ希望の園児を見れる保育所が確保できている状況です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○11番 白鳥委員 関連でお聞きます。保育士さんの会計年度と正規の職員さんの人
数とか、そういうのがそれぞれ分かればお聞かせいただきたいんですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 令和6年4月1日現在でございますが、町の正規保育士が57人、会計年
度任用職員が給食の職員も含めまして148人でございます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。白鳥委員。

○11番 白鳥委員 会計年度の職員さんから正規の保育士さんになるのはここ数年で
何人ぐらいいらっしゃる、もしあればあれですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 前島室長

○前島保育園室長 ここ数年、ここに二、三年の中では会計年度から正規職員に採用した
職員はいなかったと思います。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

議案第8号について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第8号 箕輪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例制定について採決を行います。議案第8号は原案のとおり可決すべきもの
と決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたし
ます。本会議でその旨を報告いたします。

【こども未来課 終了】

【③健康推進課】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康推進課に係る附議事件の委員会審査を行います。4月から異動もあったようですので、自己紹介からよろしくお願いします。

○北原健康推進課長 4月から健康推進課長になりました北原と申します。よろしくお願いいたします。

○三井健康づくり支援係長 4月から健康づくり支援係長になりました三井です。よろしくお願いします。

○小林国保医療係長 国保医療係長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○唐澤総括係長 4月から健康推進課でお世話になっております総括係長の唐澤です。よろしくお願いいたします。

○小林健康推進課担当係長 健康推進課担当係長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○三井健康づくり支援担当係長 健康づくり支援担当係長の三井です。よろしくお願いします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは、議案第9号 箕輪町高齢者等介護予防施設設置条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

北原課長

○北原健康推進課長 私のほうからご説明申し上げます。この箕輪町高齢者等介護予防施設設置条例でございますが、沢のげんきセンターと三日町のげんきセンター南部の設置や管理について定めた条例となっております。一部の改正の内容につきましてご説明します。まず、第4条の使用時間及び休館日ですが、現行の休館日が箕輪町の休日を定める条例第1条第1項に規定する町の休日から、げんきセンター南部については同項第1号を除くとしておりましたが、加えて第2号を除くとするものでございます。具体的に申し上げますと、これまで町の休日から土曜日と日曜日を除いて年末年始と祝日が休館日だったんですが、この改正で祝日も休日から除きまして年末年始以外は開館するというような形にしたいと思います。げんきセンター南部につきましては、64歳以下の方の利用が増加しております、そのうち4割程度が土日に利用されておりますので、働く方々の利用の促進を図ることが目的となっております。

次に、第8条の使用料の減免でございますが、現在65歳以上の高齢者につきましては使用料を減免して無料としております。この規定について町民に限定する改正でございます。この改正により、現在町外でも町内で就業している方は利用してもいいということになっているんですが、そのうち65歳以上の方については無料というのを適用せずに、トレーニング機器を使用する際は使用料を100円お支払いいただくというような形になるということでございます。施行日なんですけれども、利用料を頂くという関係になりますので、こ

の議会に通ってから後の日程ということを考えまして、それと周知期間を設けて10月1日というふうに設定をさせていただきました。説明については以上となります。お願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案第9号についての説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありますか。小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 今回のこの改正ですけれど、この前の本会議での質問の中にあっただんですけど、この65歳以上の町外の人で箕輪町の企業に就業している人で利用している、減免をした人、3人だけということだったんですけども、何で今回その減免をやめてしまおうということにしたのか、箕輪町全体でのその健康づくりという観点から、箕輪町の事業所に就業している人も同じに扱ってもいいんじゃないかと思うんですけど、そこはどういう、特別にどうしても有料にしたいという理由は何ですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 北原課長

○北原健康推進課長 当初町外まで、町外の方でお勤めの方まで利用を拡大した目的は町の事業所にお勤めの皆様の健康づくり、事業所の中でこの方は利用できてこの方は利用できないという形だとなかなか事業所としても活用を進めにくいとかいうこともありますので、そういった健康づくりを応援するという目的で町外の方にも開放をしたという経過ではございます。ただ、減免というところにつきましては、やはり町の施設ですので、町の皆様からいただいた税金を使って運営している施設になりますので、無料という減免ということにつきましては町民に限定するのがよいのではないかという判断になります。もちろん町外の方の利用を制限するものではありませんので、引き続き利用はしていただけますし、そういった本当に町の施設だからというところが主な理由になります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 町の施設で、いわゆる町外の方は利用するのには減免規定のあるところで、減免をしているところはほかにはないですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 北原課長

○北原健康推進課長 隣に辰野の施設もございしますが、無料ということはないと思うんですよね、利用料を頂いての施設になりますので、65歳、もともとが介護予防施設という形でスタートしていて、65歳以上の方については無料という町の施設の条例となっておりますが、なのでほかの施設は大体利用料を頂いているかなと思いますので。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 箕輪町の施設で、いわゆるこの健康センター、健康センターじゃない、げんきセンター以外の施設でそういう減免をしているところはない。

○6番 中村福祉文教常任委員長 北原課長

○北原健康推進課長 私どもが管理している施設以外のところまですみません、ちょっと把握していません。

○6番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員

○1番 入杉委員 そうしますと、今課長のご説明の中で、他の市町村を見た限りでも大体有料だということによろしいですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で質疑を終わります。

議案第9号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第9号について採決を行います。議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、健康推進課に係る部分について説明を求めます。北原課長

○北原健康推進課長 議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）につきまして、健康づくり支援係、三井係長のほうから説明します。

○三井健康づくり支援係長 それでは、私のほうから令和6年度箕輪町一般会計補正予算の健康推進課に係る部分についての説明をいたします。

まず、歳出のほうからご説明をいたします。人件費等につきましては総務課から説明があると思いますので今回は省かせていただきます。それでは補正予算書の18ページをお願いします。0405の新型コロナワクチン接種事業費についてですが、1802補助金について新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金ということで28万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらですが、予防接種法第15条第1項に基づく認定に関わるもので、新型コロナワクチンを接種した際の健康被害について、予防接種健康被害救済制度に関わる請求に対して国から申請者本人に給付されるものでございます。

続きまして、0407の国民健康保険特別会計繰出事業費、27の01繰出金、国民健康保険特別会計人件費繰出金8万4,000円の減額と、0424後期高齢者医療事業費、2701繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金11万2,000円の減額につきましては国保医療係のほうで詳細についてご説明をいたします。

続きまして、歳入についてでございます。補正予算書の7ページをお願いいたします。16款、0104衛生費国庫負担金、04保健衛生費負担金、02新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付金28万8,000円の増額をお願いするものです。こちらですが、先ほど歳出で説明いたしました0405新型コロナウイルス接種事業費の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の28万9,000円の増額補正に係る国からの給付金になります。以上でございます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、健康推進課に係る部分についての説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありますか。小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 一般質問の中でも議員さんから話がありましたけれども、この新型コロナウイルスワクチンの予防接種の健康被害のこの対象者というのは何人でしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 唐澤係長

○唐澤総括係長 詳細でよろしいですか。ご説明いたします。これは令和5年6月から令和6年3月までの医療機関へ通院した際の自己負担分の医療費、薬局での薬代、それが3万5,690円、それにプラス医療手当として、これは予防接種健康被害救援制度というのがございまして、厚生労働省で定めているものになります。それに医療手当25万2,600円を合わせた金額になっております。医療手当の金額につきましては月額となっております。通院3日未満が3万5,800円、通院3日以上が3万7,800円、入院8日未満が3万5,800円、入院8日以上が3万7,800円、そして、入院と通院がある場合は3万7,800円とそれぞれ給付額が定められております。この該当になっている方は、通院3日未満が6か月で3万5,800円掛ける6か月で21万4,800円、それと、通院3日以上が1月でしたので3万7,800円、医療手当のほうは25万2,600円となります。この2つを合わせました金額が今回の補正をお願いする金額となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康推進課担当係長 補足させていただきます。今の人数に関しましては、今のところお二人の方が申請をしてありまして、今回の補正はお一人分になります。お一人の方はもう大分軽快されまして、年に1回の経過観察という形ですので、また出てきたところで補正をさせていただいてという形になるかと思えます。今回の方は3か月に一度の受診に大分よくなってきていますので、時々出てくるという感じになるかと思えます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 今お二人ということで、一人は国からの認可の申請が下りたということで、もう一人は現在申請中でまだ国からその下りてきていないということでよろしいですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康推進課担当係長 お二人とも申請が通って認定になっていまして。

○11番 白鳥委員 一人は以前に補正で。

○小林健康推進課担当係長 そうですね、二人分上がっているんですけども、その医療費がかかったときに領収書を持ってきていただいてという形になるので、また同じ方なんだけれども所々で補正をさせていただいてお支払いをしていくような形になるかと思えます。

○11番 白鳥委員 要は償還払いみたいな感じという認識でいいのかなのかというんですけど、その都度領収書が出てきたときに出すという感じで、それは全部国のほうに

1回審査を出して、それが承認されれば下りるという形、ちょっとそこがはっきり分らないんですけど、すみません。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康推進課担当係長 一度申請をして認定が下りていた場合、あとは町でその領収書が正しいかとか、審査をしてお出ししていく格好になります。今まで受診されていたほかの疾病ですとか、そういったものはもう別という形になるので、今回のコロナワクチンによる健康被害のみ該当という形で町で審査をしてまいります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに質問はございますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 続けてすみません、コロナのその関係なんですけども、申請には至らなくてもちょっと体調が悪いとかというので、続けて接種は来ているんで、そういうことで健康相談に来られる方というのは今どのくらい、4月からでもいいんですけども、ちょっと分かる範囲で、数字が分かれば、人数が分かればなんですけど、もし分からなければ後でもいいんですけど教えていただきたいんですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小林係長

○小林健康推進課担当係長 この4月からはほとんどなかったんですが、前回新聞に載ったことでお一人相談がございましたが、訪問してお話も伺いましたけれど、本人はそのせいではなくて、前からの病気が年とともにたまたまそういうタイミングでなっただけだと言って、申請はしないということでしたので、それで終わっています。それまでも幾つか健康被害ではないかという相談はありましたけれども、数える程度ですね。もしかしら言わずにやっている方もおいでになるかもしれません。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そういうのは遡っても、知らなかったからといって後で相談した場合もそれは通っていくものなんでしょうか。小林係長

○小林健康推進課担当係長 5年遡れます。ここから先の予防接種は新型コロナワクチンに限定ではなくて、いわゆる一般的なほかの予防接種も含めての予防接種健康被害救済制度になってきます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

議案第13号、健康推進課に係る部分について討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、健康推進課に係る部分について採決を行います。議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたし

ました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第14号 令和6年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。北原課長

○北原健康推進課長 議案第14号 令和6年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、小林国保医療係長のほうからご説明申し上げます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 それでは、国保の7ページからお願いいたします。歳出になります。1款の総務費の4111一般管理費でございます。こちらが職員の人事異動によるものと退職手当負担金率の引下げによる減額となっております。なお、職員手当につきましては前任者が再任用職員でしたので、退職手当負担金がかかっていなかったため増額となっております。

国保の6ページをお願いいたします。歳入になりますが、10款繰入金の一般会計繰入金ですが、こちらは歳出に伴う一般会計からの繰入金を減額するものとなっております。説明は以上になります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 議案第14号についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 質疑を終わります。

議案第14号について討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第14号 令和6年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第15号 令和6年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。北原課長

○北原健康推進課長 議案第15号 令和6年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、国保医療係、小林係長よりご説明申し上げます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 それでは、後期の7ページからお願いいたします。歳出になりますが、1款総務費の6700一般管理費になります。こちらは退職手当負担金率の引下げによる減額となっております。

それでは、6ページをお願いいたします。歳入になります。4款繰入金の総務費繰入金で

ございますが、こちらは歳出に伴う一般会計からの繰入金を減額するものとなっております。説明は以上になります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 議案第15号についての説明は終わりました。質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 質疑を終わります。

議案第15号について討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第15号 令和6年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

【健康推進課 終了】

【④文化スポーツ課】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

文化スポーツ課に係る附議事件の委員会審査を行います。審査に先立ちまして部署異動等もあったようですので、自己紹介からお願いします。

○小澤文化スポーツ課長 4月から文化スポーツ課長になりました小澤です。福祉文教常任委員会は5年ぶりです。よろしくお願いいたします。

○柴博物館長 4月から博物館長ということでお世話になります。引き続きお世話になります、柴です。よろしくお願いいたします。

○河西スポーツ振興係長 4月よりスポーツ振興係長となりました河西と申します。よろしくお願いいたします。

○赤松生涯学習係長 4月より生涯学習係長を務めます赤松茂です。よろしくお願いいたします。

○原公民館主事 昨年に引き続き公民館主事の原と申します。よろしくお願いいたします。

○西出スポーツ振興係担当係長 スポーツ振興係担当係長の西出と申します。よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは、議案第10号 箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。小澤課長

○小澤文化スポーツ課長 議案第10号 箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定について、博物館長に細部説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 柴博物館長

○柴博物館長 議案10号について、私のほうで細部説明を申し上げます。こちらの条例は9月28日の土曜日に予定しております郷土博物館のリニューアル開館に際しまして、これまで以上に多くの皆様にご利用していただけますよう、これまでは18歳以上の方からは入館料ということで、個人の方100円、それから団体20人以上になりますが60円をいただいていたものですが、今回の条例改正によって無料とするものです。

これによりまして博物館の敷居をさらに下げまして、より身近な博物館となることを目指しています。また昨年の4月1日付で博物館法の改正がありまして、その元法が改正されたことによる改正ということで、昨年は1年間休館でしたので、特に急がずにこのタイミングで合わせて改正を行いたいというものになります。それでは、資料で説明をいたします。おめくりいただいた2ページ目になります。新旧対照表のほうをご覧ください。まず、第1条と第3条のところですが、こちらの2条につきましては、元法であります博物館法の改正に伴いまして不要な語句を削除等をしたものです。それから、次の第6条が入館料の規定になります。従来使用料としていたものを入館料に改めますとともに、博物館法の規定に合わせまして無料とするものです。元法の博物館法の第26条ではやむを得ない事情がある場合を除いて公立博物館は入館料等の資料の利用に対する対価を徴収してはならないというふうに記されております。そこで、この規定に基づきまして、公立図書館と同様に無料で利用できる施設とするものになります。ただし、そこにもありますが、町長が必要と認める場合は料金を徴収できるということで、例えば特別な資料を展示したりする特別展とか、そういったときにつきましてはまた改めて設定できることになります。なお、無料化に関しましては昨年度の博物館協議会において審査、審議を行いまして、その結果を経てということになります。そして、現行の第7条、8条ですけれども、入館料を無料にすることによりまして不要となりますので、こちらのほうを削除いたしまして現行の第9条を第7条に改めるものになります。1ページ目にお戻りください。附則についてですが、この条例は9月1日から施行するものですということで、開館日が9月28日を予定しておりますので、その月の1日からということで行っております。細部説明は以上になります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案第10号についての説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で質疑は終わります。

議案第10号について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第10号 箕輪町郷土博物館条例の一部を改正する条例制定について採決を行います。議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、文化スポーツ課に係る部分について説明を求めます。小澤課長

○小澤文化スポーツ課長 議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）について、文化スポーツ課に関する部分について博物館長に説明させますのでお願いします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 柴博物館長

○柴博物館長 議案13号について細部説明を申し上げます。補正予算書の一般9ページをご確認ください。まず歳入ですけれども、19款の寄附金になります。教育費寄附金ということで50万円を追加いたしまして50万1,000円になるものです。これに関しましては、本年の6月に東京都在住の町の出身者の方から寄附金を頂きました。このときに指定ということで、博物館のために役立ててほしいということで用途指定をいただいております。寄附の金額は50万円になります。

続きまして、歳出になります。同じく27ページをご確認ください。中段にあります1072博物館管理費になります。先ほどの歳入の50万円の寄附金を受けまして、博物館の備品購入費を50万円追加するものになります。こちらは9月のリニューアル開館に合わせまして必要になります各備品の購入を考えております。細部説明は以上になります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、文化スポーツ課についての説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 備品の購入ということで予定をされているんですけど、具体的にどういう部品を購入する予定があるのかというのをお聞きしたいんですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 柴博物館長

○柴博物館長 博物館の講座等で使う備品、今まで情報センターからパソコン借りてというようなことをやっていたんですが、ちょっと結構頻繁にある関係もありまして、出前講座とかで使うノートパソコンと、それからあと屋外でやる場合とかに使いますワイヤレスアンプとマイク、あと外に人工芝、明日見ていただくと分かるんですが、落ち葉がちょっとかなりひどい、まだあれなんですけれど、吹きだまるところなのでそこを清掃するためのバキュームというか、何て言うんですか、ぶおっというやつですね、あれを、ブローですね、そうですね、そういったものを今のところ考えております。

○6番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 それぞれ1台ずつぐらいになる予定ですか、それぞれパソコンとかそういうのを一式、ワンセットというか、1台、パソコンなら1台、セットなら1台ということですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 柴博物館長

○柴博物館長 それぞれ1セットずつ考えています。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないので以上で質疑を終わります。

議案第13号、文化スポーツ課についても討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論を終わります。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、文化スポーツ課についての採決を行います。議案第13号、文化スポーツ課については原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

【文化スポーツ課 終了】

【⑤福祉課】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福祉課に係る附議事件の委員会審査を行います。4月からの異動等もありましたので、自己紹介からお願いします。

○小池福祉課長 4月から福祉課長として着任しております小池と申します。不慣れなところもありますが、優秀な係長、係員の皆様に支えていただきながら、町の最前線で福祉頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○土岐高齢者支援係長 4月から課長補佐でございますが、高齢者あんしん係、包括支援センター、センター長を仰仰せつかっております土岐でございます。よろしくお願いいたします。

○小松介護保険係長 介護保険係長を引き続き担当しております小松と申します。3年目になります。よろしくお願いいたします。

○北條生活相談室係長 4月から生活相談室係長をやっております北條治美と申します。よろしくお願いいたします。

○有賀社会福祉係長 社会福祉係長の有賀と申します。引き続きよろしくお願い致します。

○丸山高齢者あんしん係担当係長 高齢者あんしん係担当係長、丸山江美と申します。よろしくお願いいたします。

○小池福祉課長 福祉課にはもう1名、障がい者福祉係長の丸山敦がおりますが、本日、別の会議の方に出ておりますので欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、議案第4号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号 箕輪町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号 箕輪町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、三つの事案について一括で説明を求めます。小池課長

○小池福祉課長 ただいまから議案第4号 箕輪町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号 箕輪町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号 箕輪町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、細部につきまして介護保険係長のほうから説明をさせます。なお件名、条例名につきましては大変な長うございますので、条例名につきましては割愛をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 それでは、ご説明いたします。介護保険の事業者として介護報酬や予防給付を受けて介護サービスを行うには、都道府県や市町村に事業者指定の申請をして許可を受けて指定介護事業者となる必要があります。この指定介護事業者となるために必要な人員や設備基準、運営基準などの要件を厚生労働省令で定める基準に基づき、都道府県や市町村が条例を定めることとなります。今回この厚生労働省令の基準に一部改正がありましたので、条例も一部を改正するものです。議案第4号、第5号の地域密着型というのは、住み慣れた地域である町での生活を続けるために地域の特性に合わせたサービスを提供できるものとなりますが、町が指定権者となるため、町で条例を定めることとなります。議案第4号は要介護1から要介護5の方を対象とするサービス事業になります。議案第5号、第6号の介護予防というのは要支援1と2の方を対象とする事業になります。

それでは、議案第4号、第5号の主な改正点をご説明いたします。1点目は、管理者の兼務範囲の明確化になります。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から管理者が兼務できる事業所の範囲についてこれまでは同一敷地内における他の事業所施設とうたわれていましたが、そうでなくても差し支えない旨を明確化するものです。2点目は、記録媒体の定義の見直しになります。これまではCD-ROMという特定の記録媒体が載せられていましたが、電磁的記録媒体と幅広く改めるものになっております。3点目は、身体的拘束等の適正化の推進です。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者やほかの利用者の生命や体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないとするものです。また、もし身体的拘束等を行う場合については記録を義務づけるものです。さらに、看護多機能型居宅介護支援事業とか、小規模多機能型居宅介護事業など、多機能系サービスについては、身体的拘束等

の適正化のため、委員会の設置や指針の整備、研修の実施の措置を義務づけるものです。これにつきましては、1年間の経過措置により努力義務とするものです。4点目は、書面掲示の見直しです。事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項についてですが、今後、インターネット上で情報の閲覧が完結するように、これまでの事業所内での書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるものです。こちらにつきましては、1年間の経過措置期間が設けられております。5点目は、協力医療機関との連携体制の構築です。こちらにつきましては施設系サービスにおいて対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行われるために一定の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとするものです。また入所者が協力医療機関などに入院した後、病状が落ち着き、退院が可能となった場合においては速やかに再入所させることができるように努めることとするものとなっております。6点目につきましては、新興感染症発生時などの対応を行う医療機関との連携です。こちらにつきましても施設系のサービスにおいてですが、新興感染症の発生時などに事業所内の感染者への診療を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ感染症予防法に規定する第二種協定指定医療機関との間で感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めることとするものです。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、この第二種協定指定医療機関との間で感染症の発生時などの対応について協議を行うことを義務づけるものです。議案第4号、第5号についての説明は以上です。

続きまして、議案第6号の改正点についてご説明いたします。これまで要支援1と2の方についてはケアプランの作成などを地域包括支援センターが行うか、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者に委託して実施してまいりましたが、基準の改正により指定居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者として町の指定を受けることで、直接要支援1と2の方のケアプランを作成するほか、介護予防サービスを利用できるよう支援することが可能となったため、指定介護予防支援事業を行える事業者となるための基準を整備したものです。記録媒体の定義や書面掲示の規制、身体的拘束等の適正の推進については、地域密着型、議案第4号、第5号と同様の見直しがされています。介護予防支援に係る主な改正点についてご説明します。1点目は人員配置です。事業者ごとに1人以上の介護支援専門員、ケアマネさんになりますが、1人以上置かなければならないとするものです。また、管理者につきましては、原則として常勤かつ主任介護支援専門員、主任ケアマネを置かなければならないとするものですが、主任介護支援専門員の確保が困難である場合など、やむを得ない理由がある場合についてはこれに限らないとするものです。また、2点目については、町に対する情報提供です。町の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業の指定を受けて介護予防支援を行う際に、町から情報提供の求めがあった場合は介護予防サービス計画の実施状況を町に情報提供することとするものになります。3点目は、テレビ電話装置などを活用したモニタリングの実施です。利用者本人や主治医など、関係者の同意を得た上で、少なくとも、6か月に1回利

用者の居宅を訪問することなどができれば、テレビ電話装置、ウェブ会議ですが、を活用したモニタリングを可能とするとしたものになります。説明は以上です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ただいま議案第4号、第5号、第6号について説明は終わりました。

一括して質疑を行います。質疑はありますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 現在指定を受けている地域密着型サービス事業所の数は幾つありますか、町で指定を受けている。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 地域密着型のグループホームが町内に3つ、小規模多機能型が1つ、看護多機能型が1つの以上5つになります。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○11番 白鳥委員 承知です。今回の条例改正によって特にその指定を受けている事業所の数が変わるということはないという認識でよろしいでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 地域密着型については特に変更はありません。介護予防支援のほうにつきましては、まだ実際の申請は出てきておりませんが、もし今後、予防のほうの指定を受けられる事業所が出てくるようであれば変更は出てきます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○11番 白鳥委員 これから新たに出てくる可能性があるということなんですけど、何か所ぐらい、もしかしたら増えるかなというのが分かればですけど教えていただきたいですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 まだ具体的に話は全く出てきていないんですが、居宅介護支援事業所が町内5つありまして、そのうちほぼまだ検討というか、実際、どう利用者本人との契約をまた改めてしなければならないとか、そういうことも事務的なこともあったりで、様子見というところがほぼですね、1か所はそのうち指定を受けたほうが良いとは思っているけどねという話は昨年度の段階で聞いております。具体的なことは出ておりません。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。小口委員

○5番 小口委員 緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束等を行ってはならないというのは介護事業所で当たり前に行っているというのか、ことだったと思うんですけども、地域密着型のこの法律には今までなかったということなんでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 具体的にというか、ここまで明記したものはなかったということです。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにありますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 一つすみません、細かいことで申し訳ないんですけども、第二種協

定指定医療機関という名称があるんですけども、具体的には上伊那だとどういう病院に当たるのかというのをちょっと、今ぱっとちょっと想像がつかないもので、この指定を、ごめんなさい、上伊那にある病院でどういう病院なのかというのと、町内にある医療機関じゃないと指定を結ばないといけないのかというのは、町外の指定機関でもいいのかというのを、その2点だけちょっと確認したいんですけども。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 上伊那での第二種協定指定医療機関は伊那中央病院のみになります。同じでよいかと思います。新興感染症ということで、新たにこれから出てくる感染症、コロナも踏まえてということであろうかと思いますが。ということは町内に限らずということに。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○11番 白鳥委員 感染症の対策とか、感染症専門の病棟を持っている病院という認識ということになりますよね、中央病院だと。だもんで、それを持っていないところでも大きいところは指定が受けられないという認識でいいんでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 第二種感染症指定医療機関というのが、高度な合併症を有する結核患者、または入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病棟、または精神病棟において収容、治療をするための指定を受けている医療機関ということになりますので。

○11番 白鳥委員 要は、ちゃんと隔離ができる病棟を持っている病院じゃないと、ということでもいいですかね。

○小松介護保険係長 そうですね、はい。

○6番 中村福祉文教常任委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので以上で質疑を終わります。

議案第4号、議案第5号、議案第6号について一括して討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 討論を終わります。

議案第4号、議案第5号、議案第6号について一括して採決を行います。議案第4号、議案第5号、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第7号 箕輪町高齢者支援事業に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。小池福祉課長

○小池福祉課長 それでは、議案第7号 箕輪町高齢者支援事業に関する条例の一部を改

正する条例制定につきまして、担当係長のほうから説明をさせます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 土岐係長

○土岐高齢者支援係長 それでは、議案第7号についてご説明を申し上げます。

高齢者支援事業として定められている一連の事業の中で、今回に関しましては、箕輪町安心配食見守りサービスを廃止することについて条例を改正することを求めるものです。このことにつきましては、定期的に見守りが必要な高齢者が見守り支援を受けることで、安全安心な在宅生活が継続できるようにお弁当等の配食時に安否確認を実施するという事業でございました。配食を受けている利用者の負担はなく、事業者の方に配食のときにお元気ですかというような形で見守りをさせていただき、1回あたり255円を町で支払う形として1日1回というような形で利用させていただいたものです。

この事業につきましては初日でもご説明申し上げましたけれども、サービスの利用者が平成30年以降、1から多いときでも5人ということで推移していること、そして令和5年度末の利用者は1人であることということ、それから配食時における安否の見守りというのが追加料金なく標準的なサービスとして運用しているような配食業者が少なくとも町内に2社あること、そして現在の利用者がその1社と契約をしていること、何より平成28年当時この仕組みができたときと比較して、民間における配食に限らない安否の見守りについてのサービスが多数出てきているということから、公の仕組みとしての役割については一旦ここで完了したのかということを考えまして、本事業について廃止するものです。以上でございます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案第7号についての説明は終わりました。

質疑がございますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 今現在利用されている方が1人ということで、廃止の方向で今あれですけども、この廃止後、もし窓口等に相談に来た場合には、その業者さんにつなげるということでもよろしいでしょうか、もうそういう体制がちゃんとできているかどうかというのもお聞きしたいんですけど。

○6番 中村福祉文教常任委員長 土岐係長

○土岐高齢者支援係長 おっしゃるとおりの対応を取ろうかと思っております。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○11番 白鳥委員 これも多分ホームページに今載っているということなので相談に来るとすれば直接多分電話等、窓口等であると思うんですけど、そういう対応していただいて、特にこれがなくなりますという案内、周知をする予定はありますでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 土岐係長

○土岐高齢者支援係長 このサービスにつきましては、民間の配食の事業者様、現在で言う町内に6件ございまして、町と契約をしてもしそういうことをしていただければ補助しますけどいかがですかということを毎年お伺いし、その中で応じていただいた2社と契約をしというような形でございました。ですので事業者の皆様へのアナウンスについては

既にさせていただいておるといような状況でございます。

一方、利用者の方でこれを使いたいよ、けどもうなくなっちゃったのということにつきましては、利用がそもそも少なかったということもございますが、お問合せがあれば個別にそのようにご対応申し上げるとともに、どちらかというと、見守りが配食だけではなくて、カメラですとか、駆けつけですとか、電気ですとか、様々な形のものがあって、何にお困りなのか、どうして見守りが必要なのかということに応じたインフォーマルサービスといいますか、についてよくお聞きしてご案内するといようなことになってきておまして、そのように一連として対応したいと思っております。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○11番 白鳥委員 説明をありがとうございます。本当に見守り、今一人で暮らしている方もいるんで見守り、遠くに家族がいる場合、遠隔で見守りができるというのは本当にこれから需要が多くなってくると思います。それに伴って相談等も多くなってくると思いますので、ぜひ丁寧な説明をしていただいて、見守りが今後も安心安全で続けられるように続けていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

議案第7号について討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論は終わります。

議案第7号 箕輪町高齢者支援事業に関する条例の一部を改正する条例制定について採決を行います。議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

会議の途中でありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を午後1時といたしますのでよろしくお願いします。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福祉課に係る附議事件の委員会審査を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)、福祉課に係る部分について説明を求めます。小池課長

○小池福祉課長 それでは、議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）の福祉課に係る部分につきましてご説明を申し上げます。

歳出、歳入の順でご説明をさせていただきますが、人件費に係るものにつきましては説明を省略させていただきます。それでは、担当係長のほうから説明をさせますので、以降よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 それでは、一般16ページをご覧ください。

0323高齢者等生活支援事業費になります。こちらは扶助費になります。高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金の増です。1件当たり上限63万円になりますが、こちらを2件計上してございます。その下、0333介護保険事業運営費になります。こちら繰出金になります。介護保険特別会計への繰出金になります。人件費や事業の実施など介護保険特別会計の補正に伴うものになります。それでは、戻りまして一般8ページをご覧ください。17款県支出金、民生費県補助金になります。こちら地域福祉総合助成金の高齢者等生活支援事業に当たる高齢者にやさしい住宅改良促進事業につきましては2分の1県補助になりますので63万円収入を計上してございます。一般会計については説明は以上です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）について、福祉課に係る部分の説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありますか。小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 この扶助費の高齢者にやさしい住宅改良促進事業ですけど、今回この2件について今までにも何件かあった、今年になって何件かあるんですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 当初に1件、63万円計上させていただいたんですが、既に全額、補助対象経費の限度額が70万円で、もう既に70万円以上の工事をされている方がいて、1割負担を除いた63万円がもう既に支出されておまして、あと1件、やはり70万円以上の工事をしたいという相談が来ておまして、あとまだ小さい工事とかでも相談が来ている段階ですので2件分を計上させていただきました。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。入杉委員

○1番 入杉委員 変な質問ですけど、この高齢者は何歳の人から対象者になるんでしょうか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小松係長

○小松介護保険係長 町内に住所を有する65歳以上の方で、介護保険法の規定により要介護、もしくは要支援の認定を受けた方になっております。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにもございますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

議案第13号、福祉課に係る部分についての討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 討論を終わります。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）、福祉課に係る部分についての採決を行います。議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

続きまして、議案第16号 令和6年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を求めます。小池課長

○小池福祉課長 それでは、議案第16号 令和6年度箕輪町介護保険特別会計補正予算（第1号）になります。ご説明をさせていただきます。担当係長のほうから説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 土岐係長

○土岐高齢者支援係長 それでは、ご説明させていただきます。議案の8ページからご覧いただきたいと思います。申し訳ありません、7ページ、8ページを併せてご覧いただきたいと思います。歳出のほうからでございますけれども、今回の補正につきましては人件費に関するものが7ページ、そして8ページの上段までが人件費に関するものですので、こちらにつきましては説明を割愛させていただきます。また、これに伴う財源につきましては6ページでご説明申し上げておりますので、こちらにつきましては人件費の補正に伴います歳入の調整でございますのでご覧いただきたいと思います。

すみません、戻っていただいて8ページ下段をご覧いただきたいと思います。補正をお願いしたい事業として任意事業費の中で、認知症啓発映画上映料として27万5,000円をご相談するものでございます。こちらにつきましては、例年9月、今年につきましては9月14日を予定しておりますけれども、認知症フォーラムを毎年開催させていただいてございますけれども、その際に、昨年度につきましては、こころのクリニック駒ヶ根から講師をお招きし、また、若年性認知症の当事者の方にお越しいただきましてのフォーラムというような形を取らせていただきましたが、今年度につきましては、オレンジランプという若年性認知症の方を題材とした映画についての上映をさせていただきたいと思っております、その上映の使用料についてご相談するものでございます。

給与費明細につきましては割愛させていただきます。説明については以上でございます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で議案第16号についての説明は終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 今の上映料、委託料という形で認識してよろしいでしょうか、それともこちらで何かするのに借りたりするときに使うのか、そこだけちょっと確認します。

○6番 中村福祉文教常任委員長 土岐係長

○土岐高齢者支援係長 使用料として具体的にはDVDをレンタルすることに対する支払いが発生するということでございます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 何かほかにもございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ないので、以上で質疑を終わります。

議案第16号について討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上で討論を終わります。

議案第16号 令和6年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決を行います。議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

【福祉課 終了】

【⑥学校教育課】

○6番 中村福祉文教常任委員長 特に議案がないということですので、このまま協議会に入りたいと思います。

【学校教育課 終了】

【⑦陳情】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を開始いたします。

陳情2号について審査を行いたいと思います。

最初に事務局の方から陳情について読み上げていただいて、お願いします。宮尾次長

○宮尾事務局次長 それでは読み上げます。令和6年陳情第2号 陳情者上伊那地区労働組合会議 議長湯澤航様 住所伊那市新井3834番地1 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情。

【陳情趣旨】

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、条約に批准しました。現在189カ国が批准しています。

1999年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在、115カ国が批准しています。しかし、日本政府はいまだ批准していません。

「選択議定書」は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別

による不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。

日本は、ジェンダー平等度ランキングで世界146カ国中125位（2023年）、G7で最下位と遅れをとっています。

2020年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結については真剣な検討を進める」と明記されています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割です。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります。

本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、国において女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

【陳情事項】

箕輪町議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める匡宛の意見書を採択されるよう陳情します。以上です。

○小出嶋委員 国が批准しないという理由は何ですか。

○白鳥委員 国が批准しない理由、ネットでこれ調べるしかないですけどね。ネットで調べるので、いいです、調べたもので。選択議定書に日本が批准していない理由は何ですかという問いがあつて、日本政府は選択議定書の批准をしない理由として、他の人権救済条約同様、司法権の独立を侵す可能性があるという見解を示している。しかし、議定書は、司法権の独立が侵される可能性があるということが（聴取不能）理由としては一番なんですけども、議定書は国内的な救済措置に尽くされたことを前提として委員会に通報することとしており、意見、勧告に法的な拘束力はなく、司法権の独立が侵される恐れはないということも出てきますけども。日本政府としては、司法権の独立が侵される可能性があるということを言っているそうです。ちょっと今、他のも調べます。

○上田委員 僕の調べたやつは、1、国内法の整備不十分、日本国内の法制度が選択議定書の議定に完全に対応していないため。これに踏み切れないという見方。2、政府の（聴取不能）日本政府を（聴取不能）批准に対して慎重な姿勢を示しており、特に個人不法制度について国内の司法制度との適合性（聴取不能）懸念があります。3、国内、政治的、社会的な抵抗。一部の政治家や保守的な勢力から反対意見が存在します。4、国際的（聴取不能）。他の国々と比べ、国際的な圧力やプレッシャーが相対的に少ない。5、法的リスクの回避。個人通報制度の導入によって、国際的な場での訴訟リスクが増える。というのが、AIチャット（聴取不能）。

○小出嶋委員（聴取不能）こうじゃないよっていうのが書いて、そうじゃないんだから、批准を求めるべきだ、批准を教えるべきだということを書いてあるかい。

○入杉委員 これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進めて、法制度や慣行を含めて見直す必要がある。ここが私は重要だと思うんですよね。（聴取不能）について諸課題の制御も含めて早期締結について、法の整備が追い付いてないってこと。もう明らかにされてるわけなんですよ。これは女性に対しての差別撤廃が日本についての日本の法律が追い付いていない。だから、一日も早く批准を進めれば、法に手を付けざるをえなくなるから、ってことを言っているんですけど。私は進めるべきだという立場でいます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 主だった国の中で日本と同じような批准してない国っていうのは他にも。

○入杉委員 G7で。

○6番 中村福祉文教常任委員長 G7とかいろいろさういう。

入杉委員（聴取不能）カ国は批准してるので、多くはもう批准してると思うんですよね。

○上田委員 アメリカは批准してないって出てますけど。

○入杉委員 アメリカに追随してるから、日本はね。現代の考えは大体フランス的な流れ、アメリカは黒人、白人社会だからジェンダーはどうしても遅れてると思うんですよね。

○6番 中村福祉文教常任委員長 その前に人種の問題とかも結構、アメリカはあるから、なかなかジェンダーまで辿り着けない。

○入杉委員 アメリカが批准しないのに日本が批准できるかって、そういう一因もあるんじゃないかな。

○6番 中村福祉文教常任委員長（聴取不能）には関係ないよね。

○上田委員 何がですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 アメリカが批准しないから日本もしないとか。

○上田委員 アメリカの理由にはさっき（聴取不能）。

○入杉委員 アメリカはどうしてってね。

○白鳥委員 署名はしてるんだよな。

○入杉委員 女性の2人の意見もちょっと。

○小口委員 議定書の内容自体がよくわからない。知らないというか。今、見てるんですけど。簡単に書いてあったのが、議定書は条約が保障する権利が侵害され、国内の救済手続きを尽くしても救われない場合、個人や団体が国連の委員会に救済を申し立てられる、個人通報制度を定める。通報後に委員会が審査し、締約国に意見や勧告を行う。日本では、夫婦別姓の問題などが対象になりうるとみられる。じゃ、国連に救済を申し立てられる。

○入杉委員 だから日本は足踏みしてるわけよ。

○上田委員 アメリカもそういった理由にはいってますね。国内法を優先するのに懸念を抱くっていうのと、共和党、民主党間の間でも意見が割れているという。

○6番 中村福祉文教常任委員長 一個人が国連に何とかしてもらいたいとか言っても、

実際それが通ってというのは考えにくいんじゃないかな。一個人の問題に対して国連が動くのは。

○入杉委員 それは、稀なケースのことで。

○小口委員 でも国連で締約国に意見や勧告を行ってくれたら、日本も重い腰を上げるっていうのがあると思う。

○入杉委員 だから議定書を動かせば、日本の法律も動くでしょうね。

○小口委員 それは大賛成です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 なかなか難しい。では、これから討論に。討論というか自由討論に。なかなか分かりにくいこともあったり。入杉委員

○入杉委員 この陳情書見ますと、現在115カ国が批准しているとあります。115カ国の中には、主だった国々が入っておりまして、その中でも日本が含まれていないわけで、しかも、ジェンダーの平等のランキングでは日本はG7では最下位と遅れをとっております。この、議定書に批准をしないと日本の法律が動かない、この状況を私は変えていかなければいけないかなと思いますので、この陳情書の意見に賛成です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは反対の意見があったら言って下さい。

ありませんか。それでは、賛成の意見まだある人はどうぞ。北野委員

○北野委員 私も賛成意見です。先ほども、入杉委員も言っていたんですけども、G7で最下位っていう遅れをとっているってことは、考えなければいけないってことと、女性差別撤廃の取り組みを強化するためにも、また、ジェンダー平等社会を促進するためにもこれは進めるべきだと思います。

○6番 中村福祉文教常任委員長 その他にございますか。小口委員

○小口委員 私も賛成です。日本の女性の人権に関する法律というのは、法整備がとても遅れていて、離婚後共同親権の法律も旧民法に戻るような法律ができてしまったということもあると思います。国連など外からの圧力によって、日本政府が動くようになることも期待できると思いますので、選択議定書をぜひ、批准してほしいと思います。

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、特別な反対意見はないんですけども。

○入杉委員 男性の意見も聞きたいです。

○6番 中村福祉文教常任委員長 白鳥委員

○白鳥委員 私も賛成の立場で参加させていただきます。この陳情の文章の内容もほとんどそのままです。ほんとにジェンダー平等をこれだけ進んでる中で世界ランキングからも日本は非常に低い、G7の中では最下位という、非常に恥ずかしい順位をつけられてしまったっていうのは、日本政府に対しても速やかにジェンダー平等を進める必要があるということのうち付けであると思います。今回、この陳情が出されて、（聴取不能）も提出を求められておりますけども、先ほどから出ているように批准をして、さらにジェンダー平等が進む日本になってほしいなと思っていますし、今までどうしても女性があれをしなきゃいけない、男性がこれっていうような固定概念もどっかにはまだ残っているので、それも

実は、国連の方からも指摘をされている項目の一つでもありますので、まず、差別をなくすためにも条約に批准することが必要だと思いますので、意見書の提出に賛成をいたします。

○6番 中村福祉文教常任委員長 上田委員はどうですか。

○上田委員 賛成です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 小出嶋委員は。

○小出嶋委員 賛成ですけど、先ほど、国が拒んでいるという撤廃も後で、批准を妨げるものではないと思いますので、ぜひ、それは公正に進めてもらうということ（聴取不能）。私も賛成です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 以上、全員の方が賛成というような意見がでました。それでは、この陳情第2号については意見書を提出するということによろしでしょうか。

（「はい」の声あり）

○6番 中村福祉文教常任委員長 この陳情第2号について福祉文教常任委員会では陳情第2号の意見書の提出をするということに決定したいと思います。

○入杉委員 意見書についてちょっと一晩持ち帰らせてもらうことはできますか。文言の修正があればということで。もう一回書き直しが（聴取不能）。

○6番 中村福祉文教常任委員長 この意見書（案）については、委員で見直していただいて、おかしいところ等があれば、また持ち寄ってやりたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、陳情第3号ですけれども、14日の午後1時からの説明ということですが、一応、読み合わせだけしたいと思いますので、宮尾次長お願いします。

○宮尾事務局次長 令和6年陳情第3号 令和6年5月15日 長野県県町593長野県高校教育館3階 長野県社会保障推進協議会 代表宮沢裕夫様他5人です。訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情。

【陳情趣旨】

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えうるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都

市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7500円、25年度に月約6000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと
以上です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 質問、意見等はございますか。これも14日午後1時から生協の方から説明に来ていただきます。

○白鳥委員 社保協の上伊那の団体の代表ということで生協の方でということですので。

○6番 中村福祉文教常任委員長 一応、読んでいただきました。これも持ち帰っていただいて、もう一回読んでいただくということで、意見書の内容も確認していただいて、14日には、聞きたいことを短時間で聞いていただいて、決議したいと思いますので宜しくお願いします。

それでは、とても中途半端なお時間になってしまって大変申し訳ありません。

本日は、終了させていただき、明日は、1時半から視察を行います。14日は1時から生協の方が来ていただけるということで、30分以内で説明していただくようお願いしてあるので、説明をいただいて、それから帰っていろいろ調べてり、見たりして、質問があれば質問するという流れにしていきたいと思います。

これで、協議、審査を終了します。ご苦勞様でした。

午後2時37分 延会

議事のでんまつ

午後1時 開会

【陳情】

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、時間よりちょっと早いかもしれませんが、全員集まっていますので、これから行いたいと思います。

陳情第3号、訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書のご審議ですけれども、こちらの説明をしていただけるということで、今日わざわざ来ていただいて説明をしていただきます。読み合わせ等は12日に行いましたので、そこは省略して直接説明をしてください。よろしくお願いします。

○高橋氏 ちょっと自己紹介をさせていただきます。私たちは長野県社会保障推進協議会に属している上伊那医療生活協同組合の本部の高橋といいます。よろしくお願いします。一緒に同行しているのがケアセンターの介護長を務めています上原です。よろしくお願いします。

では、まず、私のほうからですが、お配りしている資料は4つの構成になっていまして、一つ目が5月末に行われた保険者保協記者会見、それとそれに関わる報道資料です。その後アンケートに協力して頂いた12、13ですけれども、上伊那の方の訪問介護事業所の皆さんの生の声を聞き取りしてお伝えしたものです。14ページからは、ちょっとこのタイミングでぜひ知っていただきたいということで訪問介護事業の基本的な訪問看護の改定に関して基礎知識の部分をして（聴取不能）それから、最後21ページからが今回、国がいろんな制度を決めるに当たって、介護報酬の引下げとか、引上げとかというもの、それから、基礎資料となった三つのグラフが載っています。後ほどまたこれに触れたいと思っています。戻っていただいて3ページをご覧ください。今回の取組に当たって、長野県内の482の訪問介護の事業所全部となりますけれども、郵送でアンケートを依頼しました。その中から213事業所、44%の回収率ですけれども、結果をいただきましてまとめました。この44%というのはこの種のアンケート調査では異例の回収率、大体20%とか、よくても30%ということが多いですけれども、それだけ関心が高いと言いますか、切実に考えていただいているんだなというところがこの数字に出ているかなと思います。質問項目でちょっと特徴的な部分についてお示ししていますけれども、まず、全体の90%以上が今回の訪問介護の基本報酬引下げについては納得できないという声が上がっています。それから今回基本報酬というものと、加算ですね、処遇改善加算ということで介護報酬のほう二本立てになっているんですけれども、国は処遇改善加算を高い点数を訪問介護の事業所には当てたので、それを取れば基本報酬は下がったけれども、全体としてはプラスになるんだよという、それを根拠に今回の改定をしているんですけれども、実際それを、今回6月から今まで三つあったものが一つにまとまるというような制度の改正もあるんですけれども、それまでの三つの加算についてどうだったかということで、半分弱が算定できている、半分ができていないと、今までの加算もちゃんと取れていないという実態が出てきています。めくっていただいて

4ページ、今度6月から一つになるんですけれども、算定しやすくなると思いますかという問いに対しては、思う、思わない、分からないが拮抗している感じになっています。それから、この処遇改善加算の新加算について、加算は新しくなったんですけれども、ランクがありまして段階があるんです。最上位の加算を取ることが政府のプラスになるという根拠なんですけど、その加算要件を満たすことができそうですかという質問に対しては、分からないのありますけど難しい、できそうだとこのところがこれも分かれているという結果になりました。ただ、訪問介護事業所といってもいろんな規模の事業所がありますので、5ページ以降が常勤換算という言い方をしますけれども、スタッフの数ですね、多いスタッフを抱えているところと少ないところで、中央値というものを基準に分けたときにどうかということでクロス集計した結果です。やはりこれを見ると、中央値以下というところが小規模の事業所なんですけども、小規模の事業所のほうが算定できていないとか、満たすことは難しいというところでは低いというところが分かりましたので、やはり規模の大小で状況が違うということが分かりました。ということで、こういったアンケート結果を基に、今回の訪問介護の基本報酬を下げたことについて掘り下げて再改定してほしいという根拠になっています。最初に紹介した最後の三つのグラフを見ていただきたいんですけども、21ページの上のグラフが、この間の介護施設の倒産の件数、2007年からずっと追っている統計データなんですけども、これを見ると右肩上がり倒産している事業所が増えていくという中で、訪問介護事業所が黄色いところなんです。ここも徐々に倒産件数が増えてきていて、23年度67件が倒産しています。24年度も既に4月までのところで20数件倒産しているというふうに出ていますし、訪問介護事業所だけではなくてほかの事業についても倒産が増えているということはちょっと見ておいてください。それから、次の下のグラフなんですけども、赤と水色で塗り分けられているグラフです。今回訪問介護事業所の基本報酬を引き下げた根拠になっているデータです。今回、基本報酬というのはほぼ訪問介護事業所以外のところは基本報酬は上がっています。なのに訪問介護事業所だけ下げているのは、このグラフになっているんですけれども、収支差率というふうに書いてあります、要するに黒字幅ですね、黒字幅、赤字幅がどうかということで、平均で見ると7.8%黒字ということなんですよね。どうしてこうなっているのかというところのからくりについて、我々としてはこうじゃないかというふうに思っているのが、全国にいろんな規模の、さっきの規模の話をしましたけども、いろんな規模の事業所があります。訪問の仕方もいろいろです。こちら長野県なんかは多いのが、中間山地で1軒1軒の利用者さんのお宅が本当に離れている。後でまた具体で紹介していただければと思いますけれども、そういう中間山地の小規模な事業所と都市部で大きなサービス付高齢者住宅みたいな施設に併設した事業所とかいうところは、その施設を基準にすれば本当に簡単に、簡単にというところかと思いますが、そういうところがやはり黒字がたくさん出ているんですよ。平均値7.8%ですけど、そういった大規模の効率よく回っているところは10%以上の利益率を出しているということで、その全体を底上げ

して平均値を上げているということじゃないかと思います。実際にこの赤いところが赤字の事業所です。この1,300の回答の中で481か所が赤字だということなんです。なのでそこを政府は見ないようにしているのかなと思いますけれども、同じグラフで両方のことが言えるんですけれども、平均値が高いということをもって訪問介護事業所は儲けているから報酬を下げていいんだというふうに言っているというところが実態だというふうに思っています。それから、22ページはちょっと違うと思うんですけども、人手不足の状況というところがあります。2013年から22年まで有効求人倍率というか、よくしますよね、求人のところでは。施設介護員と訪問介護職の有効求人倍率を比較していますが、もともと介護事業全体的に高いんですけれども、訪問介護のところは際立って高いというところがこれを見ると分かります。そういうことで、こういう状況の中で今回の改定が行われて、特に小さな事業所にはその影響が直撃していて、今回のアンケート結果に表れていると思っています。では、上原のほうから、この地域の状況について説明してもらいます。

○上原氏 少し現場の声をご紹介させていただければと思いますけれども、実際に上伊那にある事業所の実態をお話ししますと、やはり長野県は1軒1軒が離れていますので移動に30分、40分かかるところに出かけていくことがあります。30分の訪問のために40分かかって移動しなければならないというような実態が実際にあります。長野県は皆さんご存じのとおり、ガソリン代が全国で1位というような報道がなされていますけれども、ガソリン代等が高騰している中でも実際にヘルパーさんのガソリン代はここ何年も変わっていないというのが実情です。今回、国は在宅での看取りというのを進めていまして、病院の病床数も大幅に減らしてきているわけなんですけれども、それでは在宅でということを進めているわけですが、その在宅を支える訪問介護事業の基本報酬が今回引き下げられたというのはとても憤りを感じる出来事として、どうやって在宅を支えていけばいいのかという声が現場の訪問介護事業所からは聞こえてきました。実際に支えているヘルパーさんですけれども、年齢がやっぱり高齢化になっていまして、生協でも60代、70代のヘルパーさんが大多数を占めています。この方たちが頑張ってくれてはいるんですけれども、では、この方たちが介護が必要になったときに誰が支えてくれるのかというと、その後続くヘルパーさんたちが本当に今、求人がないというような状況です。長野県の介護福祉士を目指す養成校なんですけど、長野県に幾つかありますが、全体で今年4月に入学した生徒さんが86名というふうに聞いています。2年後、この方たちが介護福祉士となって現場に全員出たとしても、この86名を長野県全体の施設で取り合うような状況になっています。それ以上の方が恐らく退職されていくんではないかということが危惧されています。やはり基本報酬のところでしっかりと報酬を確約しないとこういった介護職さんたちの成り手というのも年々少なくなっていくというふうな実情がございます。ぜひ皆様方には十分今の実情を吟味していただきまして、ぜひ今回の改定というところに力を貸していただければと思います。

○高橋氏 それでは、もう少しお話しいただきます。今回こういう形で記者会見をしたん

ですけれども、いろんな教員の方が取り上げてくださっています。10ページ、信濃毎日新聞なんかは特に記者さんがこの記者会見にもいって、この日の午前中に県との懇談もしているんですけど、そのときも取材をされていました。ですから、県はこのことを重く受け止めて、しっかり現場から声を聞きたいという回答を担当の課長さんに伝えました。SBCニュース、NHKでも報道されています。ここに載っていませんが、中日新聞なんかでも報道をされて注目を集めています。今回信毎はこういった新聞に載ったんですけど、本当にちょっと物足りなかった。翌日6月1日、本当に1面を使って取り上げてくださいますと、私たちの主張をしっかり受け止めて報道してくださってありがたいなというふうに思っていますし、6月12日には社説で介護報酬の改定は3年ごとに行われているんですけども、3年待たずに改定すべきだということで、信毎もこのように取り上げていただいて、この間、同じようにほかの議会も回らせていただいて、皆さんコピーを持っていて、見た、見たと言ってくださって注目をいただいているなというふうに思っています。あと国のほうの対応ですけれども、県のこの記者会見をした後に、信毎のこの社説が出ていますけれども、全会一致で国の厚生労働委員会でも再検討すべきだということで、全会一致で決議いただいているようなことで、私たちの運動が県や国のところに受け止められているというふうに感じています。この間の議会に全会一致でこの意見書がレベル級な委員会の判断をいただいているためなのということもありますし、ぜひ皆さんもそこに協力していただいて、意見書を上げる手助けをしていただければというふうに思っていますのでご検討をよろしくお願いします。以上です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは、せっかく来ていただいて説明もしていただきましたので、何か今まで説明してもらったことの中で質問等ございましたら出していただきたいと思います。入杉委員

○1番 入杉委員 母がお世話になりましてありがとうございます。現状のことをちょっとお伺いしたいんですが、答えられる範囲で結構ですが、医療提供のふうりんはどんなような状況でしょうか。

○上原氏 ふうりんのほうですけれども、やはりお看取りの方を中心にご利用者さんに多くご利用していただいています。今回の訪問介護事業とは少し異なるものですので、今回の基本報酬のところには関わってはこないというのが。

○1番 入杉委員 ふうりんはかからない。

○上原氏 そうなんです。

○1番 入杉委員 私はふうりんもかかるのかなと思っていた。

○高橋氏 ふうりんの中でもヘルパーさんは多分やっていたらと思うので、ちょっと制度が、違う制度でやっているから。

○1番 入杉委員 みどりのほうですね。

○高橋氏 そう、そう、ヘルパーステーションみどり。

○1番 入杉委員 じゃあ、みどりのほうの今状況はどんなのですか。

○上原氏 おかげさまで生協のところはヘルパーさんが割と近隣の訪問看護事業所に比べたら多く在籍してくださっていますので、依頼のほうは多く来ているんですけど、それというのもやはり近隣の訪問介護事業所が人手不足なんかの理由で、日曜日の訪問介護が受けられないですとか、もう新規の方はちょっとこれ以上は取れないというような訪問介護事業所がとても増えていまして、その分生協のほうに依頼が回ってくるというような状況がここ何か月間続いているような状況です。やはり先ほども申しましたが、50代、60代のヘルパーさんたちが、下手するともう70代というようなヘルパーさんたちが頑張ってる、支えてくださっているんですけども、ちょっと2人でないと動かすことが難しいようなご利用者さんがいらっしゃると、どうしても腰に負担をかけてしまって、ちょっともうこの年でこういった重介助になるのはとても大変だからもう辞めたいというようなヘルパーさんたちもやはりいらっしゃいます。できれば若いスタッフをそこに配置して、負担をできるだけ軽くしてあげたいというのが実情なんですけど、なかなか訪問介護をやってくさるような若いスタッフさんが求人にもいらっしゃらないというのが実情です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかに何かございますか。小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 ちょっとお伺いしたいんですけど、上伊那の状況を聞いたんですけど、常勤換算人数の中央値の以下と以上というのは、その上伊那の事業所の状況というのはどんな状況なんですか。

○上原氏 中央値以下の小規模訪問介護事業所というものは数多くありまして、今回はそのこのところがもうこれ以上加算を取るのがやっぱり常勤換算、人材がいなければその加算を取ることが難しいので、もう閉鎖しなきゃならないという事業者さんの声も聞いています。上伊那でもやっぱりあります、何件かあるというふうに聞いております。実際にどこというふうにここで特定した事業所の名前を申し上げることはできませんけれども、社協さんの中でもやっぱり人材不足でどうしても日曜日の訪問ができないですとか、新規が受けられないというような声を聞いていますので、やはり中央値以上であっても加算を取るためには少し労力が必要といいますか、大変困難だというふうには聞いています。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。白鳥委員

○11番 白鳥委員 今回の基本方針の引下げ、これだけ引下げになったんですけども、今後考えられる大きな影響というのは、今どういうふうにお考えですか、やっぱり人材の確保が難しくなるのか、事業所自体の経営が難しくなるというのがあるんですけども、その辺をちょっとどういうふうに見ているのかというのを。

○上原氏 このままでいきますと、訪問介護事業所が幾つも淘汰されてしまって、実際に支える事業所がなくなるというのを一番危惧しています。今は何とかほかのところで賄いながら続けていますが、本当にヘルパーさんの高齢化が進んでいますので、実務を担う人材がいなくなってしまうと、訪問介護事業自体が立ち行かなくなるというのは一番危惧されているところかなと思います。

○11番 白鳥委員 地域包括ケアの中でもかなり重要な要を担っているのが訪問介護の

人たちだと、これ介護現場ではなくて医療現場からも声は上がっていて、保険医協会からも先生たちの声明でも、要であるからしっかり守れ、再改定をすぐしろという声明も出していますし、厚生労働省の委員会の中でも、あれ医師会のあれかな、関係の方がやっぱりこれから注視して、何としても改善しなきゃいけない、このままではまずいというような発言もされているというのちょっとしたネットで見ましたんで、国は地域で最期の看取りをしろという割には、今回その要に大打撃を与えるような引下げをしているんで、そこら辺はそうすると今度地域包括ケアも完全に崩壊してしまうというおそれもあるんで、ちょっとそういう危惧があったんでちょっとお聞きしたんですけども、現状もう既に厳しいところは地域包括ケアで難しいところがあるんですけども、そういうところにも今後この引下げによって大きな影響が出てくるというお考えをお持ちですか。もう実際にほかのところで受け入れなくて、生協さんのヘルパーで見てくださいというのはもう徐々に増えている状況ですか。

○上原氏 本当に増えていて、生協でもちょっとこれ以上新規を受け続けると、現場のヘルパーさんたちが本当にちょっと悲鳴が上がっていて、新規をちょっとストップしてくれないかというような声も出ているんですが、やはりちょっとうちが断ってしまうと、本当にほかに行き先がないという利用者さんが数多くいらっちゃって、本当に悩ましいなと思います。

○11番 白鳥委員 そうすると、介護難民に一番避けなきゃいけないところが出てきてしまう、上伊那でもそういう状況が出てきてしまうというのは、もう近い将来とかもうすぐそこまで来ているという実感をお持ちでしょうか、やっぱり。

○上原氏 今、実際、上伊那医療生協のほうに依頼が来ているとか、駒ヶ根市の方たちがとても多くて、駒ヶ根市が本当に今後介護事業の新規を受け入れるのがとても難しい状況になっているということを聞いています。

○1番 入杉委員 29人と4人の方でどこからどこまで（聴取不能）

○上原氏 辰野から飯島まで。

○11番 白鳥委員 上伊那は今全体で訪問介護事業所は、前聞いたら7か所、何か所ぐらい今。

○高橋氏 今回AからMまで6か所載っていますけど、アンケートに答えたところだけで8か所と聞いている。ただ、アンケートに答えていないところがあると思いますから、十何か所かあると思います。でも、規模は本当に小さいところですよ、2人とか、3人とかでやっているようなところもあるので。

○11番 白鳥委員 本当そういうところが今度、2、3人でやっているところはもうこれでやっていけないと閉めちゃうと、その人たちが、今受け持っている人が今度どこへ行くかという、本当にそれが見つかるまでも時間がかかるという状況が多分これから出てきてしまう可能性もあるんで、本当にすぐにでも再改定してあげないと、という私の中ではあるんですけども、上伊那の中でもそういう下手すると倒産してしまう、もう事業自体を辞

めてしまうというおそれがあるということを私たちも持っていたほうがいいということですね。

○高橋氏 今回のアンケートの中でも、もう事業継続できないというところも出てきますから、時間の問題というところであると思います。

○11番 白鳥委員 今、生協さんで、在宅で介護で回っている件数というのはどのぐらいあるんですか。結構ちょっともう把握できない、かなりの数ですね。それが今度移動に30分、40分、そうすると1日回れる数も限られている。待っている人がいるのにも差し伸べられなくなって、これから余計もっと出てくる可能性があるというんですよね。

○2番 小出嶋委員 今回のこの陳情が出されたと思いますけれども、僕は上伊那の市町村も全てこの6月議会に出したんですか。

○高橋氏 8市町村全部出しました。

○2番 小出嶋委員 今日新聞、辰野管理委員会のほうで意見書がちょっと出されたというあれがなかったような気がしたんだけど。

○1番 入杉委員 継続だったから。

○8番 上田委員 継続審査。

○高橋氏 まだちょっと一応見ていないんですけども。

○1番 入杉委員 ちょっとそういうことについて、理由がちょっと分からないんで、どうということから継続になったのが非常に私たちは懸念しております。

○高橋氏 逆に全会一致で解決されたのが南箕輪と宮田です。飯島は不採択です、委員会で。3月に同様の（聴取不能）ですけども、そんなに内容が変わらないんですけど、今回については、（聴取不能）がありまして、私傍聴もしたんですけども、ある議員さんが、儲けの出る事業に転換すればいいという、利益が出るところに集約すればいいという、ちょっと現状と合わないことを言われていて、本当に現場のことを考えていないのか、どうなのか、ちょっと疑問が残るようなやり取りの中で反対されました。ちょっとそこは（聴取不能）出ていますか。

○11番 白鳥委員 これ、前回の、3月のやつで。

○高橋氏 前回か。

○11番 白鳥委員 あのときは全会一致。

○高橋氏 全会一致でしたか。

○11番 白鳥委員 確か3月議会は全会一致でしたね。今回同じような趣旨で、委員会では不採択。利益が出るところに集約すればいいという考えもちょっと私も違うかなと。そこに介護のあれを求めてはいけないし、本当に必要な人のところに今度行き届かなくなる可能性がありますからね。結局どこかの施設にみんなまとめて入れて、そこで見ろという国の方針とも今度それで変わってきているような趣旨的に。

○1番 入杉委員 在宅と反比例になっちゃっているじゃないですか。

○11番 白鳥委員 介護の現場を見て、今、在宅を望んでいる方は多いですか。

○上原氏 やはり最期までおうちでという方はいらっしゃるんですが、ご家族の状況なんかで本当に施設に入らざるを得ない方もいらっしゃるんですけど、やっぱりちょっとそこをぎりぎりまで支えるのは今回の訪問介護事業かなということ。

○11番 白鳥委員 私ももう10年ぐらい前まで祖母の介護、在宅でやって、本人の意思がやっぱりここで死にたいという意思だったんで、本当に介護、生協さんにお世話になったし、看護の皆さんにお世話になったし、最期はやっぱり自分の部屋で最期、長年いた部屋で息を引き取ったということができたんで、これから自分がどうやって生きるかという選択肢を狭めてしまうおそれも今回の改定ではあるんじゃないかと、それは私すごい心配しているから、介護を経験した人間の一人としては非常に悲しいと思います。本当に自分の住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きるというのが本当に人間一人一人の最後の意思だと私は思っているんで、町も福祉計画の中で、最期まで自分らしく生きる地域を目指すというように書いてあるんで。

○1番 入杉委員 最後の自宅でエンゼルケアをしていただいたときは本当にうれしかったですね。

○11番 白鳥委員 でも、そういう人たちがいないと本当に最期の自宅で息を引き取るという、最期まで看取りができるということもできなくなってしまうと思います。本当に国の状況としては、国も恐らくどういう方針で、そういう方針、そういう思いから在宅に移行するよという思いなのか、ちょっとあれなんですけど、病院の負担を軽減するためもあるかもしれませんが、もう最期も自分の住み慣れた地で家族に見守られながらというのは非常に大事なことでと思いますんで。

○高橋氏 最後にいいですか。今回については訪問介護のところはかなり焦点を当ててお話ししていますけども、介護の事業所全体的に介護報酬が低いということで、働く職員、スタッフの平均賃金も、介護報酬なんか6万円とか8万円とか、月々低いということもありますよね。だから、そこを改善するためには、陳情の後半で言っているように、全体の底上げが必要ですので、利用者さんの負担というところはあるんですけども、我々のサービスがなくなってしまうと元も子もないので、そこを守っていただくために介護報酬の全体の引上げをぜひ今後も訴えていきたいと思っています。国がやっぱり公費を出す部分が増えないので、全体として、介護保険はその保険料と公費の部分でもやっていますけども、保険料をこれ以上上げるわけにいかないんで、やっぱり公費の部分を増やしていただくということです。今回訪問介護の部分は基本報酬を下げましたけども、このところは上げているところがあるんですよね。だから、そういう意味でどこかを上げればどこかを下げることになっちゃって、その標的になるのは今回訪問介護だったと思うんです。だから全体の底上げをする中でやっていかないと、結局（聴取不能）をどんどん下げなきゃいけないってしまいますので、そういう国の基本的な方針を変えていただきたいというふうに思っています。

○1番 入杉委員 ちょっとやっぱり歪なところがありますよね。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございます。一応30分間ということでお願いしてありましたので、以上で説明は終了とさせていただきたいと思います。これからすぐに審査に移りますけど、もし傍聴していきたいということであれば。

○高橋氏 ぜひそうさせていただきたいと思います。

○6番 中村福祉文教常任委員長 じゃあ一応説明はこれで終わります、それではぜひ委員のほうからこういうことは言っておきたいというようなことがあれば討論に移りたいと思いますけども、討論はありますか。それじゃあ引き続き陳情第3号の討論に移りたいと思います。何かぜひ言っておきたいことを、委員の皆さんよろしくお願いします。反対があれば最初は反対。じゃあ、賛成の立場である方は。白鳥委員

○11番 白鳥委員 私は賛成の立場から討論に参加させていただきます。説明は今していただいたとおりです。私も一般質問で今回この訪問介護の引下げについては取り上げさせていただきました。実際に以前いただいた資料を基に数字等もお話しさせていただいて、あそこでは述べなかったんですけど、先ほど言ったように、介護をした一人として、本当に訪問介護というものがなければ、私の家族も自宅で看取ることができませんでした。また、あのときも申し上げましたけれども、地域包括ケアを守っていく中でも、訪問介護は非常に重要な要の一つであるというふうに思っております。先ほどもお話ししましたが、それは介護の現場だけではなくて医療の現場からもそういう声が上がっています。公費の負担も国のほうでやっていかないと本当に立ち行かなくなってしまう。介護難民というのが本当にすぐそこまで来ているというのを実感しておりますし、5年後、10年後、自分の家族が自宅で最期を看取りたい、最期を過ごしたいというときに介護はできないという状況になるというのは非常に介護を経験した一人としても悲しい状況だと思います。ですので、今回の意見書については賛成をして提出を求めたいと思います。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。

○1番 入杉委員 賛成でいいですか。

○6番 中村福祉文教常任委員長 入杉委員

○1番 入杉委員 先ほどはご説明ありがとうございます。私は賛成の立場から討論に参加させていただきます。親の介護、そして親の看取りを経験いたしまして、その経験からも訪問介護事業というものがどれだけ重要で、しかも必要なものかということを本当に身にしみて経験と感じております。ですのでこの事業がなくなるということは絶対あってはならない。そしてまた、そこに働く人、ヘルパーさんの環境も改善しなければいけないので、公費の引上げを求めていくのは重要かと思います。今回の引下げはあり得ないことなので、この引上げの再改定に早急に取りかかることを求めるべきだと思いますので、この陳情に賛成します。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。小口委員

○5番 小口委員 処遇改善加算の手続というのはとても難解で煩雑で、小さい事務所というのは事業主自ら訪問介護に飛び回っていらっしゃって、事務処理がままならない場合

が多いと思います。それを処遇改善の請求によってカバーしろというのはとても乱暴な話だと思います。なおかつ基本報酬が下げられてしまい、処遇改善加算はその総報酬額に対してパーセンテージで出てくるので、基本報酬が下がったことでより一層処遇改善加算のほうも低くなっているはずで、さらにその請求ができないとなると、かなりもう死活問題になると思います。また、訪問介護は一人で動いていらっしゃるもので、全体ではないと思いますが、カスハラなども受けやすいなどによって人手不足になりやすいため、基本報酬を上げてなるべく人が来てくれるようにするのも必要ではないかと思います。また、保育士さんですとか、介護の仕事というのはケア的な仕事で、それは女性が担うものとされてきたのでかなり報酬が低いというのがあると思います。ですので、女性の地位の向上という意味でも、国は介護事業の全体の賃金の底上げをぜひしていただきたいと思います。以上のことから、ぜひ賛成をさせていただきます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 そのほかにございますか。北野委員

○9番 北野委員 私も賛成の立場から意見を述べさせていただきます。私は実際介護とか今まで経験はしたことはないんですけども、今までの説明をお聞きしまして、厚労省の調査とまた現場の状況があまりにもかけ離れているということを正直感じました。また都会と中間山地の違い、やっぱりそういうことも理解していただかなければ、長野県でやっている皆さんの苦労というのは分からないんじゃないかということを感じました。本日にこれからの人手不足の解消のためにも私は賛成させていただきます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○6番 中村福祉文教常任委員長 なければこれで討論は終了します。

それでは、陳情第3号 訪問看護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改正を早急に行うことを求める陳情書について採決を行います。この陳情に対して賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○6番 中村福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは、全員一致でこれは採択すべきものと決定いたします。

それでは、これから意見書等の調整がありますので退席していただいて。

○高橋氏 本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

○6番 中村福祉文教常任委員長 それでは、陳情の第2号、第3号について、両方とも採択ということで決定いたしました。それでは、意見書の提出についての審議に移りたいと思いますが、一応先日、それぞれに見ていただいて、直したほうがいいようなところがあればということをお願いしておきましたけども、それでは、まず、陳情の第2号について、おかしいとか、直したほうがいいというような部分がありましたら挙げていただきたいと思います。何かありましたか。

○9番 北野委員 これでいいと思います。

○6番 中村福祉文教常任委員長 いいですか。じゃあ一応この（聴取不能）を増やしていただいて、この文章のとおり意見書を提出したいと思いますのでよろしくお願いします。

引き続きまして、陳情第3号のほうの意見書について審議いたします。こちらのほうは何かございますか。小出嶋委員

○2番 小出嶋委員 細かいことですが、意見書の一番最後のところに令和6年何月何日と書いてあるんだけど、中の本文のほうは全部西暦でなっているんですけど、そこら辺はどっちでもいいんですけど、23年と省略してなくて2000をつけたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○1番 入杉委員 平成なのか、令和なのかみたいな感じで。

○6番 中村福祉文教常任委員長 これは2023年。

○11番 白鳥委員 その下も24年度、25年度になるので。全部2000をつければ。

○6番 中村福祉文教常任委員長 最終的にはこの提出した日付は。

○宮尾事務局次長 最終日です。

○6番 中村福祉文教常任委員長 いや、令和6年になっているので。

○宮尾事務局次長 行政的には和暦で。

○6番 中村福祉文教常任委員長 和暦。

○2番 小出嶋委員 こっちのさっきのそうしたよね。

○宮尾事務局次長 私のほうでつくっている案は令和6年6月17日と入っています。うちの本文は私が直せないのので特に直してないんですが。一応、上はいじっていません。

○1番 入杉委員 ちょっとここの本文も令和に直さなきゃいけないんですか。

○宮尾事務局次長 こっちはいいですよ。ここはうちが箕輪町議会として提出するから、そこは。

○2番 小出嶋委員 2024を令和6年にした。

○宮尾事務局次長 令和6年にしております。

○2番 小出嶋委員 直したのをみんなに配ったほうがいいんじゃないの。

○宮尾事務局次長 正式に直ったらと思って、直ってから、じゃあ女性差別撤廃条例のほうは今の日付の令和6年6月17日を直せばよろしいですか。本文的にはよろしいですか。

○1番 入杉委員 私はいいと思いますけど。

○宮尾事務局次長 これは直してきます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 こっちの陳情3号のほうは全てに2000をつけるということか。

○1番 入杉委員 文章的に句読点があつたりなかったり。

○2番 小出嶋委員 宮尾さんのほうで打ち出してみんなに配って。

○宮尾事務局次長 分かりました。じゃあそれで打ち出します。ちょっと気になるところは直してもらって、ほかにもあれば、今、ご指摘があつた第3号のほうは、23とか24とかと書いたところに2000をつけるようにします。あとは日付は和暦でつくってきます。

あと、15.5とか、その辺の midpoint が。ちょっと急いで直して。またつくって持ってきます。

○6番 中村福祉文教常任委員長 じゃあそのほかにもよろしかったでしょうか。

(「なし」の声あり)

附議された案件については、これで全て終了となりますので、福祉文教常任委員会を終了いたします。ご苦労様でした。

【陳情 終了】

午後 15 時 閉会